

住まい快適促進助成事業

平成24年1月1日から平成26年3月31日まで



長和町では、地域経済の活性化や町民の居住環境の向上を図るため、町民が町内の施工業者を利用して、個人住宅の増改築等のリフォームを行う場合に、その経費の一部を助成します。

最高20万円!!



住まい快適工事とは、住宅の機能維持又は機能向上のために行う修繕、補修、模様替え、改築、増築、設備改善等を行う工事を言います。

◆助成対象者

- ・ 住宅の所有者で、申請時点の1月1日以前に町内に住所を有する人
- ・ 町税や使用料などを滞納していない人

◆助成対象住宅

- ・ 本人又はその家族が居住している住宅
- ・ 店舗等が併存する併用住宅のうち本人又はその家族が居住している部分が30%以上
- ・ マンション等の集合住宅は本人又はその家族の専有する部分
- ・ 建築基準法に適合している住宅

◆助成対象工事

- ・ 町内の施工業者により、住宅本体に係る機能維持・住環境の向上のための補修、改善、改修、増築、減築等の工事で、工事費が10万円を超える工事
- ・ 補助金の交付決定後に着手するもので当該年度の3月31日までに工事が完了するものに限る。
- ・ 住宅に係る町の他の補助事業を受ける場合は対象となりません。

◆助成金額

- ・ 対象工事費の10分の2以内。ただし、20万円を限度とし、千円未満は切り捨て。
- ・ 本事業の助成は、同一の住宅について一回限り。

注意!

- ◆ 交付決定前の工事着工は助成対象になりません。必ず、交付決定通知書が届いてから工事を始めてください。
- ◆ 商工会が発行している「長和の里地域いきいき券」での支払いはできません。

♪♪♪ 申請書類 ♪♪♪

†† 助成金申請に必要な書類 ††

☆☆代理申請もできます☆☆

- ① 助成金交付申請書
- ② 住まい快適工事の見積書
- ③ 施工計画図書
- ④ 工事前の状態を撮影した写真
- ⑤ 対象となる住宅の案内図
- ⑥ その他町長が必要と認める書類

代理(委任)申請をする場合は、委任状を添付してください。

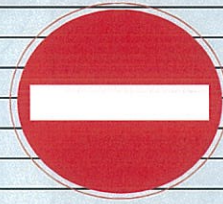
住まい快適促進事業の助成対象工事一覧(例)

No	住まい快適工事の内容	備考
1	既存住宅の増築、改築、減築工事	建築確認が必要なものは、建築確認済証及び検査済証の写しが必要
2	浴室、キッチン、洗面所、トイレのリフォーム	
3	給排水衛生設備工事	
4	給湯設備工事	
5	換気設備工事	増築、改築、減築工事、その他のリフォームによる撤去・移設・修理・取替・新設。宅外配管・配線工事を含む。
6	電気設備工事	
7	ガス設備工事	
8	オール電化住宅工事	
9	屋根のふき替え、塗装、防水工事	
10	外壁の張り替え、塗装、強化工事	
11	部屋の間仕切りの変更工事	
12	床材、内壁材、天井材の張り替え、塗装等の内装工事	床暖房工事も可
13	床、壁、窓、天井、屋根の断熱改修工事	
14	ふすま紙、障子紙の張り替えや畳の取り替え	畳の表替え、裏返しも可
15	雨どい等の取り替え、修理、新設	
16	建具・開口部の取り替え、新設工事	手動・電動シャッターも可。建具・開口部工事に伴う窓ガラス、網戸も可。
17	造り付け収納家具工事	大工工事が伴うものに限る。



18	バリアフリー改修工事(手すりの新設、段差解消、廊下の拡幅)	町の他の補助事業を受ける場合は対象外
19	耐震改修工事(屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等)	木造住宅耐震改修工事等補助を受けている場合は不可
20	防音工事(天井、壁、サッシの改修工事等)	国の住宅防音工事補助を受けている部分は不可
21	住宅の解体工事	解体工事のみは不可。増築、改築、減築工事などが伴う場合は可。

22	車庫、物置、倉庫等の工事	
23	店舗、工事、事務所等のリフォーム	
24	門扉、ブロック塀、エントランス舗装等の外構工事	
25	植樹、剪定等の植栽工事	
26	雨水浸透ますの設置工事	
27	太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置工事	
28	雨水タンク設備の設置工事	
29	防犯ライト・カメラの設置工事	
30	電話、インターネット、テレビアンテナの設備・配線工事	BS・CSテレビアンテナ等
31	エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス、石油暖房器具等、家具の購入・設置	
32	消火器等消防用品、各種防災用品の購入・設置	住宅用火災警報器、ガス漏れ警報機も不可
33	シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布・塗布	
34	ハウスクリーニング、配水管、排水管清掃等	
35	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	



●住宅の改築・増築・減築などのリフォームを伴わない設備機器、備品等の購入・設置などや町の住宅にかかわる他の補助制度を利用している場合は対象外となります。

●発注者から工事を請負った施工者が、一括で下請け工事をした場合など法令に違反する工事は、対象となりません。

●詳細やご不明な点がありましたら、工事を始める前に産業振興課・商工観光係までお問合せください。

事業にかかわる Q & A

- Q1 申請書の提出は郵送でよいか。
 A 郵送による申請はできません。和田庁舎の産業振興課まで持参して申請してください。
- Q2 「申請者」とは誰になりますか。
 A 住宅を所有し、町に1月1日以前に住民となっている方で、リフォーム工事の契約者が申請者となります。
- Q3 申請書の提出は、代理人でもかまわないか。
 A 代理人による申請が可能ですが、委任状が必要になります。
- Q4 工事が終わっている、もしくは工事中の場合も助成対象となりますか。
 A 対象になりません。申請後、町が交付決定をしたリフォーム工事が対象となります。
- Q5 リフォーム現場を確認に来ますか。
 A 必要に応じ、現場確認を行いますので、ご協力をお願いします。
- Q6 建物が親の名義だが、今住んでいる自分が申請できるか。
 A 申請できます。ただし、所有者でない居住者が申請する場合は、所有者の承諾が必要となります。

事業の流れ



…お問い合わせ先…

長和町役場 産業振興課 商工観光係
 有線: **3016 電話: 0268-88-2345

※町では、電話や訪問などによるリフォームや耐震診断などの委託・勧誘は一切行っていません。